



地域・職域連携推進事業について

厚生労働省健康局健康課
保健指導室

1

地域・職域連携推進事業開始の背景

2

健康日本21(第2次)における地域・職域に関する告示

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (健康日本21(第2次))

厚生労働省告示第四百三十号

(平成24年7月10日公布、平成25年4月1日施行)

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

二 計画策定の留意事項

健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づくりに取り組む企業、民間団体等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、健康増進事業実施者、医療機関、企業の代表者、都道府県労働局その他の関係者から構成される地域・職域連携推進協議会等を活用し、これらの関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について議論を行い、その結果を都道府県健康増進計画に反映させること。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者は、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進を図られることが必要である。(以下、省略)

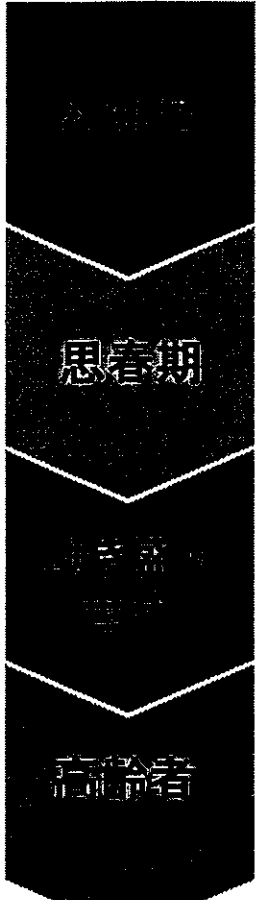
9

健康日本21(第二次)における地域・職域連携と特に関係する目標項目

2 主要な生活習慣病の 発症予防と重症化 予防の徹底	(1)がん	② がん検診の受診率の向上
	(2)循環器疾患 (3)糖尿病	④ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ⑤ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上
	(1)こころの健康	③ メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加
3 社会生活を営むため に必要な機能の 維持・向上	(3)高齢者の健康	⑥ 高齢者の社会参加の促進(就業又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加)
	4 健康を支え、守るため の社会環境の整備	③ 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加
5 栄養・食生活、身体活 動・運動、休養、飲酒、 喫煙、歯・口腔の健康 に関する生活習慣の 改善及び社会環境の 改善	(1)栄養・食生活	④ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加 ⑤ 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
	(3)睡眠	② 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少
	(5)喫煙	④ 受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少

10

地域・職域連携の基本的理念①



地域保健

- <対象>乳幼児、思春期、働き盛り世代、高齢者
- <根拠法令>地域保健法、健康増進法、老人保健法、母子保健法
- <目的>生涯を通じてより健康的な生活を目指した健康管理・保健サービスを提供する

職域保健

- <対象>就業者
- <根拠法令>労働基準法、労働安全衛生法
- <目的>就業者の安全と健康の確保のための方策の実践を事業者、就業者に課している

医療保険制度

- <対象>就業者(社会保険)、地域住民や自営業(国民健康保険制度)
- <根拠法令>健康保険法等
- <目的>国民が安心して医療を受けるための制度

※必ずしもそれぞれの目的が一致しているわけではない。
しかし、提供している保健サービスには共通したものがある。

地域・職域連携の基本的理念②

健康増進法(平成15年)の目的

健康に向けての努力を国民に求める

それぞれの健康増進実施事業者の連携を促し、効果的な保健サービスの実行を求めている

健康日本21(第二次)の目的

地域保健と職域保健の
連携が必要不可欠

健康寿命の延伸

生活の質の向上

健康日本21(第二次)目的達成のための 地域保健の課題

職域保健の現状を把握し連携していく
方策が未確立

健康寿命の延伸に向けての実行的な
対策をとらなければ
ならない

健康日本21(第二次)目的達成のための 職域保健の課題

過重労働、メンタルヘルス問題

小規模事業所における産業保健サービスの提供

都道府県協議会の役割

- 各関係者の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施 等

●構成メンバー

地域保健	都道府県担当課、保健所、市町村	等
職域保健	事業所の代表 都道府県労働局 共済組合連合会 商工会議所・商工会連合会	産業保健総合支援センター 健康保険組合連合会 農業・漁業組合連合会 等
その他関係機関	医療機関(健診機関等) 国民健康保険団体連合会 都道府県歯科医師会 都道府県看護協会 社会保険協会	労働衛生機関(予防医学協会等) 都道府県医師会 都道府県薬剤師会 都道府県栄養士会 大学・研究機関 等

19

2次医療圏協議会の役割

- 2次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担うべき役割の確認と推進
- 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換、方策の協議、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報 等

●構成メンバー

地域保健	保健所、市町村	等
職域保健	事業所 地域産業保健センター 健康保険組合 商工会議所・商工会	労働基準監督署 国民健康保険組合 共済組合 農業・漁業組合 等
その他関係機関	医療機関(健診機関等) 都道府県薬剤師会地区支部 都道府県栄養士会地区支部 就業者代表	郡市医師会 郡市歯科医師会 都道府県看護協会地区支部 食生活推進協議会 住民代表 大学・研究機関 等

20